

柏市市民憲章

わたしたちは、豊かな緑と水をまもり、潤いのある住みよい柏をつくるためにこの憲章を定めます。

- 1 たがいに話し合っ、心のがやう明るい柏をつくりましょう
- 1 老人を敬い子どもを愛する、あたたかい柏をつくりましょう
- 1 環境をととのえ、安全できれいなまち・柏をつくりましょう
- 1 教育を重んじ、健康で、文化の薫り高い柏をつくりましょう
- 1 国際理解を深め、平和な柏をつくりましょう

限りある資源を大切に

守ろう地球の環境を

今、家庭、学校、そして職場のあらゆる所で地球環境問題が大きくクローズアップされています。地球の温暖化、酸性雨、熱帯雨林の減少など全地球的規模で自然環境が破壊されつつある状況です。このよつな中で、より良い環境をつくり出し、限りある資源を大切にしながら、繰り返し使用し、地球全体の環境を守ろうと、各地で活動が展開されています。市でも環境を保全し、資源の有効利用を図るため、再生紙の使用、資源リサイクル、コンポストの利用促進など、数々の施策を進めています。今号では、市の環境問題への取り組みについて紹介し、あわせて、六月三日に実施される、市民の皆さんの参加による「環境美化運動」についてお知らせします。

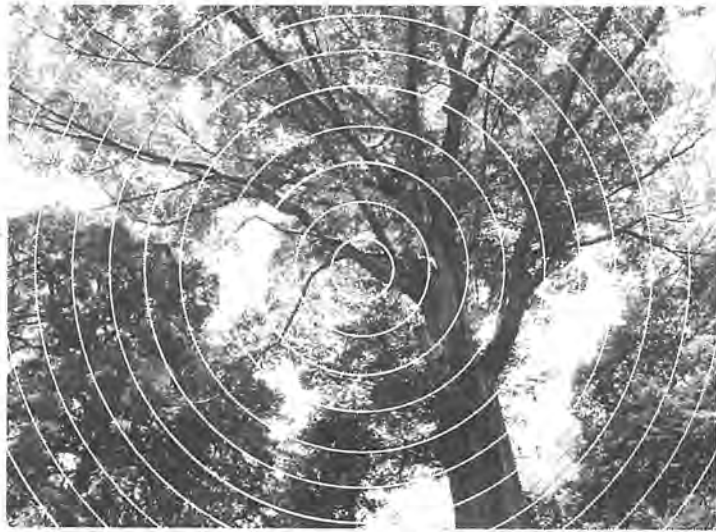
800本の森林保護に

再生紙を使います

昭和六十二年、我が国で一年間に排出されたごみ量は四十六万四千七百トン、年々増え続けています。柏市の場合を見ても昭和六十一年に六万八千七百三十三トンだったものが、平成元年度では、九万六千四百二十一トンと増加しています。

ごみ量の増加原因の一つが、オフィスから出る紙ごみだと考えられています。そこで、市では、紙ごみを削減し、森林資源の保護につながる対策として古紙再生紙の使用を始めています。

印刷用紙とコピー用紙 昨年九月から試験的に使用してきましたが、五月から、永年保存文書など、一部を除いて、本格的に導入しました。市役所内部で、平成元年度に使用した印刷用紙とコピー用紙は、八百四十五万枚、五十七年から空き缶(空き瓶)、



大切な森林資源を有効利用しよう

割りばしを樹脂製はしへ

資源保護とごみ減量のため、これからは樹脂製のはしを使用します。四月十六日から、市役所の第二庁舎にある食堂・グリーン友楽亭では、木の割りばしをやめて、樹脂製の割りばしを使用するはしに切り替えました。

ごみ減量と資源再利用

資源回収運動

資源を有効利用し、ごみを減量するため、市では昭和五十七年から空き缶(空き瓶)、新聞紙などの古紙を回収する資源回収運動を行っています。

6月3日に環境美化運動

住む街を美しく

昭和五十七年にオープンした同食堂は、市職員を中心に、年平均二百五十人が利用し、年間五万五千人から六万五千人の割りばしを使用してきました。

割りばしは一せん円。それには比べ樹脂製のはしは百一

十円と高価ですが、半年以上利用できることから、コスト面では問題ないとのこと。しり出、資源の有効利用を図ることは、市役所だけの役割ではなく、皆さんが身近な場所の環境を保全していくことも、地球の環境を守っていくことにつながります。

六月三日に行われる環境美化運動は、今年で九回目を数え、私たちの住む「ふるさと」を自分たちの手で美しく

(B4判換算)です。これから一年間、すべてに古紙再生紙を使うと、直径十四センチ、高さ八メートルの原木八百本の資源保護につながります。

【広報かしわ・職員報】現在、広報かしわは、毎回、約十一万部発行しています。月三回発行するうち、今号から一回、古紙再生紙を使用していきます。年間十二回使うと、原木三百本に相当し、これも森林資源の保護に役立ちます。また、月一回発行される市職員向けの職員報かしわも、四月号から使用して



きれいな柏に
後藤 一男さん
(布施)

最近、道ばたの空き缶、空き瓶の投げ捨てが目立ちます。昔に比べて環境も随分きれいになりました。ごみの出

分悪くなりました。ごみの出し方や、日ごろのマナーなど、皆さんの少しの気配りで、環境悪化も防げるのではないのでしょうか。今回の環境美化運動には多くのかたが参加してほしいですね。そして、ごみのないきれいな柏をつくり上げましょう。

また、地球全体の環境を維持してゆくためにも、再生紙やコンポストなどをみんもどんと使ってほしいですね。

生ごみをたい肥に
コンポストの利用を

家庭でできるごみの減量と資源の有効活用にはコンポストがあります。

コンポストは、家庭から出る野菜くずなどを微生物の働きで発酵分解させて、家庭菜園などに利用できるたい肥を作る処理容器です。

市では、コンポストを購入する家庭に、補助金を交付しています。家庭から出るごみを出るだけ減らすために、容器を設置できる家庭は、ぜひコンポストを利用してください。

なお、四月にこの補助金制度についてお知らせしたところ、五月十日現在で、一千個を超える申し込みがありました。市民の皆さんのごみの減量化についての関心の高さを示すものといえるでしょう。

対象 市内在住で市税を滞納していないかた 補助金の額 一基当たり三千元(二世帯二基まで) 購入方法 別表の取扱店に直接申し込みます。補助金の交付申請は、取扱店が行います。なお、今年4月1日以降に別表の取扱店以外で、コンポストを購入された場合でも対象となります。詳しくは第二清掃事務所(☎31-7900)へどうぞ。

■コンポスト取扱店・価格一覧

取扱店	型式(直径×高さ) <容量>・価格	材質
・柏市農業協同組合 柏1-4-8 ☎(64) 2592	・56×72cm<100ℓ> 4,429円	ポリエチレン
・田中農業協同組合 大室1095 ☎(31) 4141	・60×82cm<130ℓ> 4,738円	
・田中農業協同組合十 二支店	・60×66cm<130ℓ> 5,150円	
・十倉286 ☎(55) 2211	・72×71cm<190ℓ> 5,356円	
・富勢農業協同組合 根戸417 ☎(31) 2559	・67×89cm<180ℓ> 5,974円	
・土農業協同組合 増尾19 ☎(72) 5100		

ンティア団体による街の清掃活動が実施されます。

とき 6月3日(日) 午前8時半～10時(雨天の場合は6月10日(日)に延期) ※実施の場合は午前7時半に市内五カ所で花火を打ち上げます

実施場所 市内全域 用意する物 作業のできる服装・ほろろきなどの清掃用具 注意 ①ごみは分別して指定された場所へ②土砂などが出た場合は、後日市民サービス事務所(☎31-6436)へ連絡を問い合わせ 清掃管理課

健康づくりのお手伝い 健康増進事業を実施

三十歳を過ぎると、そろそろ自分の健康が気になります。市では、中高年齢層のかたを対象に、健康づくりのお手

伝いをする「健康増進事業・第十三期生」を募集します。あなたの健康状態について、医師・運動生理学の専門家や、保健婦・栄養士などが、それぞれの立場で指導や助言をしてくれます。自分の健康状態を確かめるためにも、ぜひ、参加してください。

■はがきの書き方

(表)	(裏)
柏市柏下7番地 健康増進センター内 健康増進担当行	健康増進参加希望 (1)住所 (2)電話番号 (3)氏名(ふりがな) (4)性別 (5)生年月日(歳) (6)職業 (7)国民健康保険加入者は「国保加入」と書き、保険証番号を書いてください

とき 6月～来年1月と
保健センター 対象

■表1 健康増進事業の内容(予定)

1.開講式(講演会・説明会)	受付、会計、関係書類配布、周診「健康づくり」についての講演、事業についての説明	6月20日(休)
2.医学的検査①	診察、血圧測定、尿検査、脚部レントゲン	6月21日(休)～6月28日(休) 市内医療機関
3.医学的検査②	診察、身体測定、血液検査、安静心電図	7月3日(休) 7月4日(休)
4.一次判定	医学的検査①②の結果、適・不適を判定 適者→運動負荷心電図、体力テスト 不適者→医療機関	7月23日(休) 7月24日(休)
5.総合判定	トレーニングの適・不適を判定、栄養指導	9月11日(休) 9月12日(休)
6.トレーニング	グループ別トレーニング	9月22日(休)～12月15日(休)の週2回(水・土曜、計22回)
7.効果測定	医学的検査①、負荷心電図、体力測定の再実施	12月18日(休) 12月19日(休)
8.閉講式	全課程修了者に修了証書を授与	平成3年 1月25日(休)



平均寿命が、世界のトップクラスになった我が国。そして六十歳時点での平均余命が、約二十年となった現在、会社を定年退職してからの、第二の人生の持つ意味も増してきました。市では、充実した定年退職後の生活を過ごすために、早めに準備をしていただくことと、五十歳以上のかたを対象に「ライフワーク講座」を開催します。テーマは、人生設計のための方や年金、地域活動などです。第二の人生に備えて、あなたも受講してみませんか。

60歳からの人生設計に ライフワーク講座開催

ライフワーク講座の内容

月日	テーマ	内容
5月30日	オリエンテーション	自己紹介など
6月6日	充実した人生のための人生設計をたてる	長寿社会と人生設計 人生設計のたて方など
6月13日	中高年齢者の健康を考える～1～	加齢と健康 健康のための処方
6月20日	中高年齢者の健康を考える～2～	運動・食事・休養・ストレス 医療保健制度のしくみなど
6月27日	老後生活保障の公的年金制度を知る～1～	新年金制度のあらまし サラリーマン家庭の年金額など
7月4日	老後生活保障の公的年金制度を知る～2～	年金額の変更
7月11日	老後生活保障の公的年金制度を知る～3～	年金額の請求から受領まで
7月18日	資産運用の基礎知識	貯蓄商品と金利・税金 個人年金と財形貯蓄など
7月25日	いきいきとした職業生活のために	自分の職業能力の評価 職業能力開発の方法と機関など
8月1日	老後生活を考えた長期家計収支計画の作成～1～	長期家計収支計画のたて方と手順
8月8日	老後生活を考えた長期家計収支計画の作成～2～	予測される必要資金と収入計画など
8月17日	生きがい創出する～1～	生きがいを考える 趣味・学習・レジャー・スポーツ活動など
8月22日	生きがい創出する～2～	ボランティアと地域社会活動など
8月29日	講座を振り返る	討論会など

とき 5月30日～8月29日
内容 別表3のとおり
費用 無料 申し込み 5月22日(火)午前9時から、中央公民館へ電話か直接 問い合わせ 中央公民館 64-1181

和気あいあいに 堀 省蔵さん (高田)



会社を定年退職したとき、これからの人生八十年代に向けて、体力をつけなければと、参加してみました。和気あいあいの雰囲気の中で、適切な指導のもと、無理なくトレーニングができ、いろいろなかたとの触れ合いも広がり、とても楽しいです。

参加者インタビュー

若いかたも参加を 鈴木 京子さん (根戸)



私も五十歳代に入り、日々から体力が落ちてきたと感じていたので、参加してみました。費用もかかるし、年を取ってからの病気がかりという不安はありますが、健康は、自分で気をつけなければいけませんからね。

市政の動きを知るため 30日から市民自治大学

皆さまに揺れ動いてい、現代社会。国や市は、何を考え、どう進んでいくことをしているのでしょうか。市民の皆さんに、行政の考えていることを知らせ、市政に対する理解と、ふるさと意識の高揚を図るために開催している「市民自治大学」。今年も五月三十日から教育福祉会館で開かれます。市政の動きを知るため、ぜひ参加してください。

■表2 市民自治大学の内容

月日	テーマ	内容
5月30日	オリエンテーション	・主旨説明
6月9日	地方自治と生涯学習～その1～	・生涯学習に関する国の政策を知る
6月11日	地方自治と生涯学習～その2～	・地方公共団体の生涯学習に対する取り組み事例 ・新しい行政課題・学習情報とは
6月20日	ふるさと創生とアメニティ	・アメニティとは ・ふるさと創生とアメニティの関係 ・アメニティタウン指定市・柏市の取り組みその後
6月27日	ふるさとの歴史	・ふるさとを考える-柏の歴史について
7月4日	まちづくりは市民と共に～その1～	・行政の役割 ・タテ型とヨコ型 ・マス型とミニ型
7月11日	まちづくりは市民と共に～その2～	・実際例にみる住民の参加・協力によるまちづくり
7月18日	ふくしのはなし	・柏市の保健医療行政の現状と今後の課題 ・地域福祉について
7月25日	明るい選挙	・公職選挙法を理解する

※講師などの都合により、日程等を変更する場合があります。

このほりのもどで レンゲの里に3万人

レンゲの花の中で、楽しいひとときを過ごしてもらおうと、昨年からはじめられた「れんげまつり」。今年は、五月三日・四日・五日の三日間、柏公園下の「レンゲの里」で行われ、延べ約三万人の出入で、大いに、にぎわいました。写真。



156キロを収穫 田中の茶摘みで



毎年恒例になった、田中中は、午前九時からの約二時間、合計約百五十六キロの新芽を摘み取りました。摘み取られた新芽は、加工し、約三十キロのお茶になり、父母などに販売され、売上金は生徒会活動に充てられます。

実施状況などを公表します

公文書公開と個人情報保護

昨年十月一日からスタートした、「公文書公開」と「個人情報保護」制度。

両制度の、平成元年度(平成元年十月一日～平成二年三月三十一日)の実施状況などがまとまりましたので、公表します。

公文書公開制度とは、市民の皆さんの求めに応じて、市が所有している公文書を、原則として公開しようというもので、千葉県内の市町村では、初めて取り入れられた制度です。

同制度の実施状況については、公文書公開条例第十五条

の規定に基づいて、毎年度、市民の皆さんに公表する内容が、公開請求の状況・公開及び非公開の決定の状況などが決められています。

平成元年度中に、行政資料室(公文書公開の窓口)で受け付けた公文書公開についての問い合わせは十五件。このうち、行政資料室内の資料の閲覧などで目的が達成されたものや、制度自体についての問い合わせが、合計十三件あり、実際に公開請求された公文書は二件でした(別表1)。

二件のうち、非公開となった

■表1 公文書公開の実施状況 (平成元年10月1日～平成2年3月31日)

請求のあった文書の件名	公開・非公開	実施機関
就学時の知能検査の内容	非公開	教育委員会
建築計画概要書	公開	市長

請求者から不服申立てがなされ、現在、公文書公開審査会で、非公開決定の可否が審議されています(平成元年度は、三回開催)。

不服申立ては、非公開の決定に不服がある場合に行えるもので、市は、学識経験者などから構成している、同審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する態度を決定することになっています。

■表2 個人情報の開示等の請求状況 (平成元年10月1日～平成2年3月31日)

項目	請求受理件数	請求承諾件数	請求拒否件数	不服申立件数
開示の請求	0	0	0	0
訂正の請求	0	0	0	0
削除の件数	0	0	0	0

■表3 電子計算機で処理している個人情報業務の状況 (平成元年10月1日～平成2年3月31日)

実施機関名	業務数	開始届出数	廃止・変更届出数
市長	56	0	0
教育委員会	8	0	0
選挙管理委員会	1	0	0
水道事業管理者	4	0	0
合計	69	0	0

平成元年度中(平成元年十月一日～平成二年三月三十一日)の個人情報の処理状況について、電子計算機処理に係る個人情報保護条例第二十条の規定に基づき、公表するものです。

平成元年度中、個人情報について、開示・訂正・削除の請求は、いずれも、ありませんでした(別表2)。

また、平成元年度中に個人情報情報を、コンピュータ処理した業務の状況は、別表3のとおりです。

六月一日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員とは、日本国憲法第十一条に規定されている「基本的人権の尊重」を具体的に進めるために、法務大臣から委嘱を受けた方がたで、柏市の人権擁護委員は別表6のとおりです。

互いに人権の尊重を

6月1日

人権擁護委員の日

都市化の進展などで、良質な人間関係を築いていくことが難しくなりつつある現在、人権擁護は、重要な問題です。自分の人権が尊重されるためには、まず、他人の人権を尊重することが必要です。お互いが相手の人権を尊重することで、すべての人の人権が尊重されることとなります。

当日は、柏駅で啓もうキャンペーンを行います。この機会に、もう一度、人権について考えてみてください。

啓もうキャンペーン
 とき 6月1日(金) 午後2時から ところ 柏駅東口サンサン広場 内容 ミス柏・人権擁護委員等による、人権に関するリーフレットなどの配布
 問い合わせ 広報広聴課

河川の汚濁の防止に

合併浄化槽の設置を

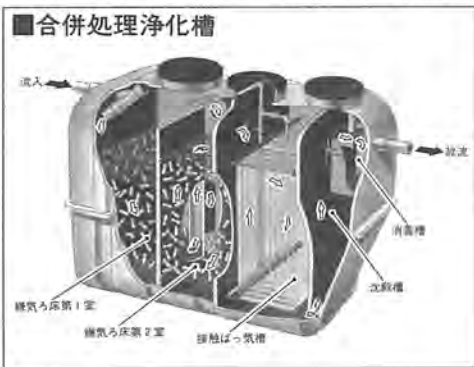
市では、し尿と生活雑排水に処理できる合併処理浄化槽(台所や風呂の排水)を一緒に(別図)を設置するかに、その経費の一部を補助しています。これは、手賀沼や流域河川の汚濁の最大原因といわれている「家庭から流出する生活雑排水」に対処するためのもので、補助制度の概要は次のとおりです。

【対象地域】 下水道法の認可を受けていない地域、または、下水道法に基づく事業計画の認可を受けた区域で、当分の間、下水道が整備される見込みのない地域(別表4参照)

【対象者】 対象地域内に住宅を新築・増築・改築する際に、合併処理浄化槽を設置するかた。また、くみ取り便所や単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)から、合併処理浄化槽に切り換えるかた

【補助金額】 別表5のとおり

【申し込み】 所定の「補助金等交付申請書」に、必要書類を添えて、必ず合併処理浄化槽を設置する前に、清掃管理課へ 問い合わせ 清掃管理課



■表6 柏市人権擁護委員等

氏名	住所	電話番号
内藤 義憲	東一丁目3-33	67-3235
金澤 とみ	末広町6-19	44-6549
岡田 やゑ	明原三丁目13-11	45-2246
鈴木 常治	緑ヶ丘15-15	66-6488
早川 孝雄	藤心331	72-4732
坪井 明義	豊住五丁目13-6	63-5535
浅野てる子	東上町8-31	67-5514
平盛 義功	船戸1067	31-0415
千葉地方法務局柏支局	柏六丁目10-25	67-3309

21世紀の柏に向けて 市民と市長の対話

市民の皆さんの声を直接、市長がお伺いする「市民と市長の対話」を行います。テーマは「市政提言」と同じ「二十一世紀の柏」です。



あなたの声を直接、お聴かせください

皆さんの建設的なご意見・ご提言をお待ちします。

とき 5月31日(木) 午後1時から ところ 市民と市長の対話室(第二庁舎三階) 対象 原則として市民のかた

23人からご応募が

市政提言の募集に

四月の「広報かしわ」で募集した「市政提言」二十一世紀の柏」に、二十三人のかたがたから、貴重な提言が寄せられました。

お寄せいただいた提言は、現在、策定を進めている「第三次総合計画」に反映させていく予定です。

たかさんのご応募、ありがとうございました。

問い合わせ 広報広聴課

■表4 補助対象地域

※南	増	尾	※逆	井
※藤		心	※増	尾
※名	戸	ヶ	※戸	張
※松	ヶ	崎	※十	余
若		柴	正	連
大		室	船	戸
※大	青	田	船	戸
小	青	田	※花	野
※布		施	※豊	四
※根		戸	※高	田
※篠	籠	田	西原一～七丁目	
			西柏台一～二丁目	みどり台一～五丁目
			伊勢原一丁目	

※印は一部の地域が補助対象地域ですので、詳しくは清掃管理課の窓口で確認してください。

■表5 補助金の額

人槽区分	補助金限度額
5人槽	300,000円
6・7人槽	450,000円
8～10人槽	800,000円
11～20人槽	1,800,000円
21～30人槽	3,200,000円
31～50人槽	4,200,000円

上手な問題解決のために

各種無料相談がお手伝い

市役所三階の広報広聴課で、二百六件。全相談件数の約二割を占めています。以下、離婚(百七十四件)、建物賃貸借(八十四件)、金銭貸借(七十件)と続きます。このうち、平成元年度に実施した「法律相談」と「一般相談」について、その概要がまとまりましたので、お知らせします。

弁護士が面接 法律相談

市民の皆さんがかかえる法律問題に、弁護士が専門的立場からアドバイスを行う法律相談。毎週月曜日と木曜日に実施しています(予約制)。平成元年度中に受け付けた相談件数は、千三十三件。相談内容のうち最も多いのは、遺産相続に関するものが、応じてくれない、「財産

分与はどうなるのか、また、慰謝料の請求は」といった問題が上位を占めます。女性の相談者が多いのが目立ちます。また、当事者ではなく、その兄弟や母親が、心配して相談に見え、ことも多いようです。

◎近隣問題 境界問題、私道の利用をめぐる問題、騒音問題などが多く寄せられています。「隣家の飼いの犬の音がうるさい」とか、「隣家の木の枝が境界を越えて伸びているため、落ち葉が多く困る」と、など、本来は隣同士の話し合いで解決すべき問題が

身近な問題を 一般相談

一般相談は、市職員が随時お受けしています。平成元年度の相談件数は、九百七十三

■各種相談と受付件数

法律相談	1,033件
一般相談	973
人権相談	44
不動産相談	78
税務相談	52
行政相談	7
合計	2,187件

①どこに相談したらよいかを見きわめる 広報広聴課でドバイスを受けるだけ、と考

◎相手の立場になって考える 近隣問題の多くは、相手の立場になって考えていけばその発生を未然に防いでいたはずのものです。「自分が相手の立場だったらどうするだろう」、「相手の言い分にも一理あるのでは」という姿勢

ふれあいコンサート

～火災予防に関心を～

柏市消防音楽隊

市民と消防とのふれあいコンサートを開催します。

とき 第一回は5月25日、以下11月までの毎月末日、午前11時半～正午

※雨天、消防行事、災害発生の場合は中止 としる

柏市東口サンサン広場

問い合わせ 消防本部予防課 33-10119

さわやかな汗を 家庭婦人スポーツ教室

春から初夏へ。思わず体を動かしてみたいくなる季節です。日ごろスポーツに親しむことのない家庭婦人の皆さん、この機会に、スポーツ教室でさわやかな汗をかいてみませんか。

◎バスケットボール

とき 5月25日、6月1日、8日、29日、7月6日・13日

の各金曜日(計六回)、午前10時～正午 としる

市民体育館主体育室 対象 市内在住の家庭婦人、先着三十人

費用 五百円 用意する物 運動のできる服装・バスケットシューズ・名札(縦横十七センチ) 申し込み 5月22日(火)～24日(木)に市民体育館へ費用を添えて

◎なぎなた

とき 5月25日～6月29日の毎週金曜日(計六回)、午前10時～正午 としる

市民体育館剣道場 対象 市内在住の家庭婦人、先着三十人

費用 五百円 用意する物 運動のできる服装・名札(縦横十七センチ) 申し込み 5月22日(火)～24日(木)に市民体育館へ費用を添えて

問い合わせ 社会体育課

作品の即売会も 朋生園祭を開催

開園以来五年目を迎えた精神薄弱者通所授産施設・朋生園では、初めての施設開放を行います。

日ごろの園生たちの作業ぶりを見学し、ぜひおいでください。作品即売も行います。

とき 5月27日(日)午前10時半～午後3時(雨天決行) としる

朋生園(別図参照) 新柏駅下車、徒歩十分

内容 ①観葉植物や縫製品などの展示即売②作業状態の見学と園芸作業体験など

開園以来五年目を迎えた精神薄弱者通所授産施設・朋生園では、初めての施設開放を行います。

日ごろの園生たちの作業ぶりを見学し、ぜひおいでください。作品即売も行います。

とき 5月27日(日)午前10時半～午後3時(雨天決行) としる

朋生園(別図参照) 新柏駅下車、徒歩十分

内容 ①観葉植物や縫製品などの展示即売②作業状態の見学と園芸作業体験など

心と体の健康に 勤労者の太極拳教室

手軽な健康法として中国で盛んな太極拳に親しんでもらうための健康講座として、「太極拳教室」心と体の健康づくり」を開催します。

興味をお持ちのかたは、この機会にご参加ください。

とき 6月6日～7月25日の毎週水曜日、午後7時～8時半(計八回) としる

労働館 対象 市内に在住・在勤の勤労者、二十人

費用 無料 申し込み 往復はがきに「太極拳教室希望」と明記のうえ、①氏名②住所③年齢④電話番号⑤勤務先名称・電話番号を記入し、5月26日(土)までに、〒277柏市柏五丁目10-1 柏市役所商工課へ郵送を(必着)、応募者多数の場合は抽選

問い合わせ 商工課

指導にあたるがたに



キャンプ講習会

野外活動の促進と青少年団体の指導者の技術養成のため、キャンプの基礎的知識・技術を学ぶ講習会を開催します。

キャンプ指導にあたるとうとするかたに、お勧めします。

とき ①6月10日(日) ②雨天決行③6月12日(火) ④雨天の場合は13日(水)に順延の二回開催、いずれも午前9時から午後3時半まで

対象 青少年センター 対象 青少年団体関係者・青少年キャンプに関心のある成人、先着各六十人

費用 五百円

63-11711

青少年の万引き防止

補導センターに相談を

万引きは、青少年非行の入り口で、件数も年々増加していると言われています。

市内の大型店では万引きを発見した場合には、保護者を呼んで指導していますが、①常習犯で悪質な場合②グループでの犯行③恐喝まがいの犯行などの場合は、市補導センターに連絡し、学校と連携

のうえで対処しています。先に開催された柏市青少年育成協議会では、万引きを捕まえるのではなく、「させない工夫」について協議され、「愛のひと声」の必要性が強調されました。

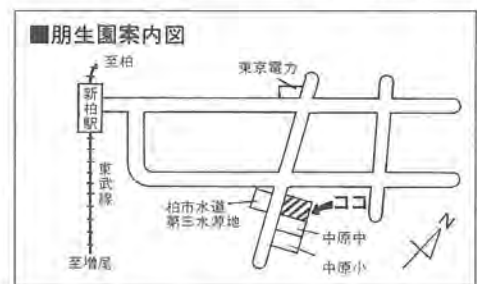
万引きの動機もさまざまありますが、友人もやっているのだから、スリルが

ある、どうしてもほしい、など、道徳性よりも好奇心・物欲が優先しているようです。

親が気づいたときには、かなり深刻なものに発展している場合も多く見られます。

少年補導センターでは、万引きを含めて年間三百件ほどの青少年相談を受けています。お子さんの問題行動でお困りの場合は、どうぞご利用ください。電話・来所のいずれも受け付けます。

問い合わせ 少年補導センター 64-17571



所③氏名④電話番号を記入し、〒277柏市柏二丁目1-11 ファミリーかわ内 柏市消費生活センター「不用品コーナー」係へ。申し込み多数の場合は、抽選で紹介順位を決めます。締め切りは毎月末日。「譲ってください」

●譲ります

エレクターン 一万円・二段ベッド 五千円

●譲ってください

ベビーたんす・ベビーバギー・ベビーカー・歩行器・自転車用の子どもいす いずれも格安で

●利用方法

「譲ります」の品物が欲しいかたは、はがきに①欲しい品物(一枚につき一点)②住所③電話番号、63-15853

※車での来場は、遠慮を

問い合わせ 朋生園 63-16613



四季台婦人児童センター
☎44-15363

し込み 5月22日(火)午前9時から、同センターへ電話か直接

永楽台近隣センター
☎63-1101

▽児童センター「おはなし会」

とき 5月29日(火)午後3時半〜4時15分 対象 三歳〜小学生 内容 スライド

▽親子卓球教室

とき 6月10日・17日の各日曜日(計二回)、午前10時〜正午 対象 初心者で小学

三年生〜中学生の子どもの親、先着十組(子どもだけ)の参加も受け付けます 費用 無料 出費 おの参加も受け付けます 費用 はなし グリーチョコキパー 申し込み 当日午後3時20分まで ット・運動靴(上履き) 申に同センターへ直接

寄せられた善意

4月分

コンビニエンスしまね 千五百円 山田直吉 二百万円 長全寺親縁くゴルフ大会武田 泰法 三十万六千七百七十四円 赤坂ダンス 四万円 匿名 千円 柏自転車組合 十万円 炎の会柏教室代表葉山正 幸 二万円 小林道子 三万三千三百八十六円 熊重真太郎 二万九千九百九十九円

うなずかされる。

青々と風にたぐく麦穂の海は、まさに大地の織りなす秀作である。

古来、麦は貴重な食料として人々の生活に多くの恵みをもたらしてきた。

暑い夏の日、学校から帰るとすぐにランドセルを放り出す

し、台所で飲んだ冷たい麦茶。汗をかい

たコップの中の、澄みきった清涼感。

麦わら帽子、麦焦がし、ムギワラト

ボなど、麦に由来す

初夏のまぶしい日ざしのもと、たおやかに揺れる麦穂。すくくと天に向けて伸び、同時に、しなやかにやさしい弧をも描くその姿を見ていると、「自然は曲線を作り、人間は直線を作る」との言葉に



●求めています

◇女声コーラス「こだま」

毎月四回木曜日午前9時〜11時、教育福祉会館。月会費二千円。内野 七二 五二五

◇手あみ 毎週火・土曜日午前10時〜正午、サンパセオ コミュニティルームで。十人募集。月会費三千円。高橋 六四 〇二九〇

◇子どもミュージカル 毎週水曜日午後1時半〜2時半、2時半〜3時半、3時半〜4時半、柏ヒレジ自治会館。対象は三歳〜小学生、内

松崎太郎 五千元 陽元照 雄 五千元 福田れん 三万

五万円 柏南部舞踊連盟 一

万円 若宮弘之 三千元 柏

工会 二万八千四百七十七

本信 一十万円 柏樹会 一

万七千四百二十円 林忠夫 二

万円 ミレー 四万七千六

百九十円 (敬称略)

容は劇・歌・ダンスなど。入

会金二千五百円、月会費二千

五百円。笹本 三二 九三三

◇豊四季台美容体操クラブ

毎週土曜日午前10時〜11時、

豊四季台団地集会所。入会

金千円、月会費二千円。内容

はストレッチと簡単なエアロ

ビクス。田中 四六 〇三〇八

◇柏空手愛好会(糸東流)

毎週日曜日午前9時〜11時

半、柏六小で。小学生以上の

かた。入会金三千円、月会費

二千円。中山 四四 九六八四

◇モダン体操 毎週金曜日

午前11時〜午後1時、松葉近

隣センターで。女性が対象。

◇源氏物語研究会 毎月第

一・第三次曜日午後0時45分

〜2時45分、広池学園会

◇女声合唱団「コルザ」

毎週水曜日午後1時〜3時、

教育福祉会館。月会費二千

円。杉山 六三 一三八四五

◇柏朗読会 毎月第一・第

三・月曜日午後1時半〜4時

時以降)

◇リズム体操「ひまわり」

毎週火曜日午後7時半〜9時

半、松葉近隣センターで。月

会費五千円。西川 三一 八

六三〇

◇酒井根着付サークル 毎

月第二・第四木曜日午前10時

〜正午、酒井根着付センター

で。初心者対象。入会金千

円、月会費千円。福井 七二

一五六五

◇源氏物語研究会 毎月第

一・第三次曜日午後0時45分

〜2時45分、広池学園会

館で。月会費二千五百円。米

沢 六三 九〇〇三

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇市民バドミントン大会

5月27日午前9時から、市民

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

◇家庭婦人ソフトボール

毎月第一・第三次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

毎月第二・第四次水曜日午前10

時〜正午、教育福祉会館で。

◇料理教室「すみれ会」

●お出かけください

●参加しませんか

(撮影場所: 上利根)

おしらせ

市役所の電話
67-1111



40歳以上の健康相談
会場は保健センター

とき 5月25日(金)午後
1時半~2時半 ところ 保
健センター 対象 四十歳以
上の市民のかた 内容 内科
医と歯科医による相談・歯科
衛生士による歯みがき指導

22日は銭湯へ
ふれあいおふろの日

とき 5月22日(火)午後
3時~8時 ところ 別表の
とおり 対象 市内在住の六
十歳以上のかたと小学生 入
64-133333



不正改造車防止運動
6月1日~7月31日

ふれあいおふろの日実施浴場

浴場名	住所
あけぼの湯(休業中)	根戸471
旭岩の湯	柏一丁目5-4
の湯	明原三丁目8-19
方三の湯	東上町4-28
大南藤の湯	光ヶ丘二丁目21-19
	末広町10-22
	大塚町6-9
	南柏二丁目4-17
	向原町2-22

対象は63年11月生まれ
1歳6カ月児健康診査

浴料 無料 お願ひ 当日は
住所と年齢が分かるものを持
参し、小学生は名札をつけて
来て下さい

問い合わせ 健康管理課
64-133333



**危険物貯蔵の届け出
火災予防条例が改正**

五月二十三日から、柏市火
災予防条例が改正され、ガソ
リン、灯油、軽油などの危険
物の貯蔵・取り扱いについて
は、個人の住宅でも一定量以
上であれば各消防署へ届け出
が必要になりました。

届け出の必要な範囲 ガソ
リン・百リットル以上二百リ
ットル未満、灯油・軽油・五
百リットル以上千リットル未
満 注意 事業所の危険物の
貯蔵取り扱いについては、消
防本部予防課へ

問い合わせ 消防本部予防
課 33-0119

忘れずに納めましょう

軽自動車税(全期)
↓
納期限は5月31日(木)
問い合わせ 収納課



に、市内の市街化区域内で、
五百平方メートル以上の一団
の土地を取得し、平成二年一
月一日現在所有しているかた
も、申告納付して下さい。



**45歳までの健康なかた
保育園でパート保育を**

対象 四十五歳ぐらいまで
の健康なかた 勤務場所・募
集人員 増尾保育園、西原保
育園で、各一人 勤務時間

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

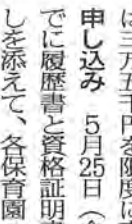
電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。



**人事課へ申し込みを
歯科衛生士のかた**

対象 四十五歳ぐらいまで
の健康なかた 勤務場所・募
集人員 増尾保育園、西原保
育園で、各一人 勤務時間

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

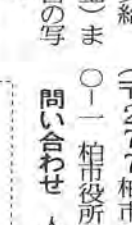
電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。



**申し込みは保育課へ
産休代替の臨時保育**

対象 五十歳ぐらいまでの
有資格者、若干名。産休代替
職員として登録し、必要に応
じて任用 勤務場所 市内公
立保育園 勤務時間 平日は
校教育課

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

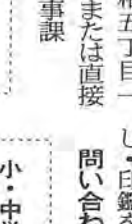
電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。



**申し込みは電話で
バラづくりの講習会**

対象 市民、先着五十人
申し込みは電話で
バラづくりの講習会

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

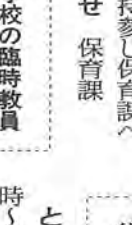
電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。



**申し込みは電話で
バラづくりの講習会**

対象 市民、先着五十人
申し込みは電話で
バラづくりの講習会

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

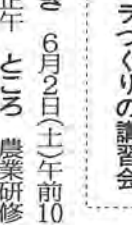
電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。



**申し込みは電話で
バラづくりの講習会**

対象 市民、先着五十人
申し込みは電話で
バラづくりの講習会

所管理課 0473-6111
一 一

産休・育休補助教員等の募
集 職種は、①講師②養護教
諭③栄養士④事務。①②③は
免許状の所持者、④は高校卒
業のかたで、健康状態が良好
なことが条件。申し込みは、
同出張所管理課で随時受け付
けます。

□県立立山青年の家 59-
2005
宿泊指導担当者研修会 6
月2日~3日(一泊二日)、
同青年の家で。対象は、青少
年団体指導者、職場研修担
当者など六十人。内容はキャン
プファイヤーの進め方やオリ
エンテーションの指導法な
ど。費用二千五百円。申し込
みは、5月26日までに電話か
直接。

電話相談のご利用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

昭和四十四年一月一日以
後、柏市内で合計五千平方メ
ートル以上の土地を取得し
(保有税上の非課税土地は除
く)、平成二年一月一日現在
所有しているかたは、五月三
十一日までに、特別土地保有
税を申告・納付して下さい

申告納付は31日までに
特別土地保有税

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。

電話相談の活用を 毎週
月曜日から金曜日までの午前
9時半~正午と午後1時~4
時(月曜日と水曜日は午後1
時~4時だけ)に、育児、発
達、いじめなどの子どものお
らゆる相談を受け付けます。